第5 【経理の状況】

1 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令 第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並び に収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

ただし、前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)は改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

また、前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)附則第3条第1項第1号ただし書き及び第4号ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59 号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益 及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

ただし、前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

また、前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号) 附則第2条第1項第1号ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

- 3 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)の連結財務 諸表並びに前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)及び当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
- 4 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計 基準等の内容把握や変更等について適切に対応するために、公益財団法人財務会計基準機構、全国銀行協 会及び社団法人信託協会等の関係諸団体へ加入し情報収集を図るとともに、同機構等の行う研修に参加し ております。また、重要な会計基準の変更等については、取締役会等へ適切に付議・報告を行っておりま す。